

事業者及び国による安全情報提供の拡充に関するQ & A

安全情報の公表及び報告について	
Q1	事業者による安全情報の公表及び国への報告は努力義務か。
Q2	安全情報の公表の対象となる事業は何か。
Q3	安全情報の報告先はどこになるのか。
Q4	ホームページやPCを持っていない場合はどうすればよいか。
Q5	一度報告を行えば、内容に変更がない限り次年度以降は報告しなくてよいか。

安全情報の公表及び報告について

Q1 事業者による安全情報の公表及び国への報告は努力義務か。

海上運送法に基づき人の運送をする船舶運航事業を営む者に対し法律で義務づけられており、公表・報告を怠った場合や、虚偽の内容を公表・報告した場合には、海上運送法上に基づく処分の対象となります。

Q2 安全情報の公表の対象となる事業は何か。

以下に掲げる事業を行う者が対象です。

- ・ 一般旅客定期航路事業（対外旅客定期航路事業を含む。）
- ・ 特定旅客定期航路事業
- ・ 旅客不定期航路事業
- ・ 人の運送をする内航貨物定期航路事業
- ・ 人の運送をする内航不定期航路事業
- ・ 人の運送をする外航貨物定期事業
- ・ 人の運送をする外航不定期航路事業

Q3 安全情報の報告先はどこになるのか。

最寄りの地方運輸局等（リンク付け）に原則Eメールでご提出いただくようお願いいたします。

Q4 ホームページやPCを持っていない場合はどうすればよいか。

HP の準備が難しい場合は、既存の SNS を活用することや、待合所等の適切な場所に掲示いただくことでも問題ありません。

また、PC をお持ちでない場合、地方運輸局への報告を紙媒体で行うことも可能です。最寄りの地方運輸局等において、紙で提出する場合の様式を入手できますので、ご相談ください。

Q5 一度報告を行えば、内容に変更がない限り次年度以降は報告しなくてよいか。

公表・報告は毎年度行うことが義務づけられていますので、お手数ですが内容に変更がない場合も毎年度報告を行ってください。